

非常災害対策計画

(放課後等デイサービス)

アインクラブ

令和3年3月
株式会社アイン

■災害時における組織体制

- ・総括責任者:管理者（不在時の代行者：マネージャー）

役割分担表

総括責任者	班	班長	任務
管理者	情報収集・連絡担当	指導員①	気象・災害の情報収集
			職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
			関係機関との連絡・調整
			利用者家族への連絡
			地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整
			避難状況のとりまとめ
	救護班	指導員②	負傷者の救出
			負傷者への応急処置
			負傷者の病院移送
			負傷者の病院移送
	安全対策班	指導員③	利用者の安全確認
			施設、設備の被害状況確認
			利用者への状況説明
			利用者の避難誘導
			利用者の家族への引渡し
	物資班	指導員④	食料、飲料水ほか備品の管理、払出し
			備蓄品の補給（販売店への発注）

職員参集基準

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	・管理者は自宅待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	・管理者及び正社員は施設へ出勤すること
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤その他、総括責任者が必要と認めるとき	・管理者及び正社員は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

■関係機関との連絡体制

関係防災情報一覧表の記載例（参考様式6）

情報	機関	機関名	電話番号
行政情報	消防	田園調布消防署 久が原出張所	03-3754-0119
	警察	池上警察署	03-3755-0110
	区	大田区役所(代表) 大田区防災危機管理担当	03-5744-1111 03-5744-1235
	都	東京都防災対策課	03-5388-2456
ライフライン	電気	東京電力大田営業センター	03-6374-6765
	ガス	東京ガスライフバル東大田	03-3776-6631
	水道	東京都水道局大田営業所	03-5767-6451
	電話	NTT東日本 東京南支店	0120-116-000
救護関係	医療機関	東邦大学医療センター大森病院	03-3762-4151
	協力医療機関	ナグモ医院	03-3742-0556

■持ち出し品の準備

【持ち出し品】

救護用利用者一覧、利用者個人ファイル、事業所携帯、手動式ライト、救急箱、常備薬等

※・非常時持ち出し袋等にまとめて常備し、いつでも持ち出せるようにする。

・いざという時に取り出せないということがないように、見えやすく取り出しやすい場所に置く。

・重すぎて持ち出せないということがないように注意する。

■必要な物資等の備蓄

(救急器材)

・救急医療品 ・衛生器具(はさみ、ピンセット等) ・衛生材料(ガーゼ、包帯等)

(その他)

・携帯電話 ・ヘルメット等

■避難計画

(1) 避難場所

災害の種類：地震、火災等

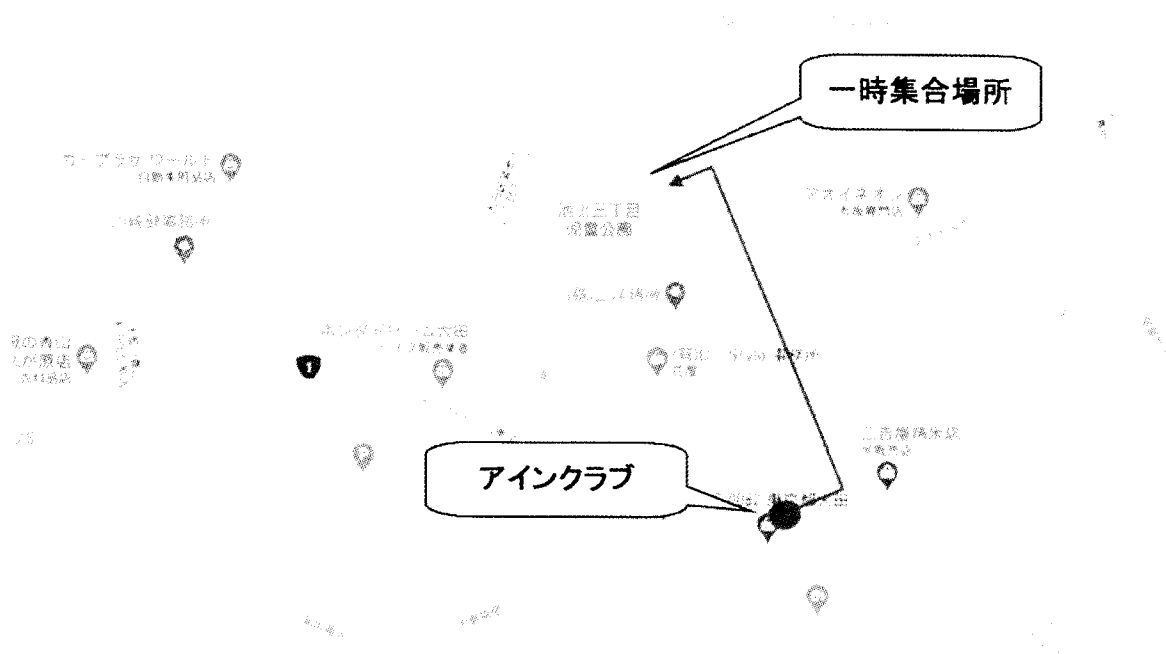
避難場所：池上3丁目児童公園

所要時間：2分

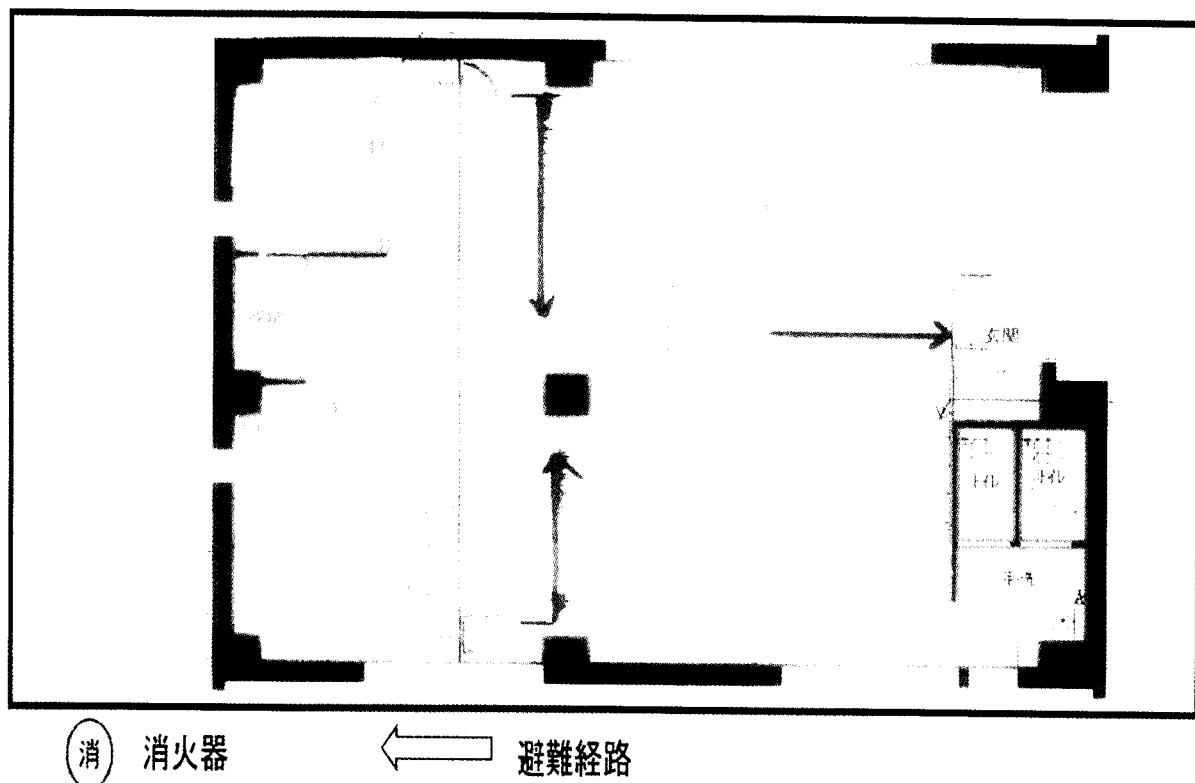
距離：0.1 km

(2) 避難経路

防災マップ



施設内の避難経路



■防災訓練等の実施

(1) 防災訓練

- ア 避難訓練の実施回数：年 2 回
- イ 避難訓練の参加者：常勤職員、非常勤職員、利用者
- ウ 想定する災害の種類：火災、地震及び津波
- エ 避難場所 池上3丁目児童公園
- オ 避難場所までの避難目標時間
- 地震、火災の場合：避難場所までの避難目標時間 10 分
- ・ 建物外への避難 8 分
 - ・ 池上3丁目児童公園への移動時間 2 分
- カ 避難訓練の内容
- ・ 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
 - ・ 防災マップ及び事業所・施設内の避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
 - ・ 災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
 - ・ 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。

(2) 防災教育の実施

職員に対して、防災に関する意識向上及び災害時における技術向上を図るため、次の防災教育に取り組んでいくこととする。

ア 防災に関する研修会等への参加

消防署が定期的開催する防災研修に、従業員の中で未受講である者を随時受けさせる。

イ 事業所・施設内での研修の実施（年1回）

事業所内で実施する防災・人命救急訓練研修には、正社員とパートの全員を受講させる。

ウ AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加

消防署が開催するAED講習会に、従業員の中で未受講である者を随時受けさせる。

■災害予防対策

- ・施設内の書棚やロッカー等の転倒防止対策として、柱・壁などに固定する。(柱・壁等に固定をしないで、書棚等を連結固定することは危険であるから行わない)。
- ・照明器具、機器類の振動防止、落下防止対策を実施する。
- ・観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。
- ・抽出式のロッカー・キャビネットは、不要時はロックしておく。
- ・電話線等のコード類は、床面・通路に露出させない。
- ・ガラスには飛散防止フィルムを貼付する。
- ・事務室は整理整頓に努め、不要な物品を置かない。
- ・火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。
- ・火気使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに、可燃物を置かない。
- ・危険物施設等の点検と安全措置を定期的実施する。
- ・建物の耐震チェックや、消防用設備等の点検を実施する。